有料老人ホーム　四季の杜
管　　理　　規　　程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人やまなみ会が住宅型有料老人ホーム事業の運営について重要な事項を定めたものであり、事業者がこの「管理規程」に従って事業の円滑な運営を行うとともに、利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とします。

（運営の方針）

第２条　入居者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、在宅サービスの中からより自分の生活に合わせたケアプラン策定のお手伝い、日常生活上の世話行うことにより、入居者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、基本方針「入居者が中心」を基にその他必要な支援を行います。

（１）安全に配慮した生活空間（設備）の最大利用を図り、楽しい会話、個人生活を尊重し、相手の立場にたった処遇の実践。

（２）入居者の自主性や主体性を配慮し、集合住宅の利点である移動時間 がほとんどない事による効率的なまた密度の高い在宅サービスが受けられるシステムを構築していきます。

（３）関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、生きがい健康作りを積極的に進め豊かで明るい共同生活が送れるよう配慮します。

（施設の名称と所在地）

第３条　施設名称：有料老人ホーム　四季の杜

所在地　：熊本県阿蘇郡産山村田尻６１８番地２

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条

従業員の内訳　施設長　１（兼務）

宿直職員　１（専従）　栄養士　１（兼務）

生活相談員　１（専従）　調理員　４（兼務）

介護職員、看護職員は必要に応じて配置します。

（入居定員及び居室数）

第５条　入居定員は12名、居室数は12室とし、全室個室です。

（利用料及びその他の費用の額）

第６条　施設の利用及び介護サービス利用に関する利用料は以下のとおりです。

費用の納入方式	月額使用料
介護費用の一時金	無し
家　　賃	２７，０００円
管　理　費	１１，０００円 共用施設等の維持管理費、事務費、光熱水費、管理部門等に係る人件費他
食　　費	朝食　420円、昼食　650円、夕食　630円 1日1,700円 欠食時は各食回数に応じ差し引きいたします。

	光　熱 水　費	入居者の居室に係る光熱水費、電話代等は別途負担
	介護費用（介護保険にかかる利用料を除く）	無し
	その他	介護用品費は別途実費負担
	改定ルール	人件費、物価の変動等に基づき、運営懇親会の意見を聞いて決定
消　費　税		税法に則り消費税負担分は月額利用料に含まれる。

（月額利用料の支払方法）

第７条　事業者は前月1日より末日までの管理費・食費・室料及びその他の個人負担利用料の請求内訳を当月15日までに利用者もしくは身元（連帯）保証人に送付し、利用者もしくは身元（連帯）保証人は当月末日までに事業者に支払うものとします。

尚、月の途中より入居された場合はその月に関しては入居日より末日までの室料・管理費を日割り計算し、翌月に請求します。食費は利用された食数分を請求します。支払方法は入居契約時に銀行引落・振込及び現金支払を協議の上決定します。

２ 入院・外泊等1ヶ月を超える不在の場合はその月は管理費・室料のみを請求するものとします。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第８条　施設の利用にあたっては、四季の杜の入居契約書に従って対応させて頂きます。

２ 入院・外泊等１ヶ月以上不在の場合の施設からの連絡・施設利用料請求書、領収書の送付等は入居契約書に規定する身元（連帯）保証人に行うこととします。

３ 入居者は他の入居者の迷惑になる言動をしないように心がけてください。

４ 外出をする際には必ず職員に目的、帰宅時間等を伝えて外出してください。また、外泊される場は必ず所定の用紙に必要事項を記入してください。

５ 四季の杜内でのペット飼育は禁止いたします。

６ 入居者は「四季の杜」内での宗教活動・政治活動を行うことを禁止します。

７ 館内での喫煙は禁止します。決められた場所でお願いします。

（修　繕）

第９条　事業所は、居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めた時は、次に掲げる修繕は入居者の故意又は過失による場合を除き、事業所が負担するものとします。

（１） 窓ガラスの取替え
（２） 網戸の取替え
（３） 給水栓の取替え
（４） 排水栓の取替え
（５） その他軽微な修繕

（安否確認又は状況把握）

第１０条　入居部分への訪問による安否確認や状況把握を毎日１回以上実施することとし、その方法については、家族懇談会その他の機会を通じて入居者の意思確認、意見交換等を行った上で決定します。実施に当たっては、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分配慮したものとします。

（給　食）

第１１条　施設は、施設入居者の給食を実施するに当たっては栄養士が献立を作成し、食品の調理、加工及び貯蔵は清潔で衛生的に行い、栄養、カロリー、嗜好等に留意するほか、次の事項を実施します。

（１）献立表は週間・月間で作成しこれを事前に提示します。
（２）嗜好調査を行い献立に反映します。

（3）食堂において食事をすることが困難である場合等は、入居者の希望に応じて居室において食事を提供するなど必要な配慮を行うものとします。
（4）高齢者に適した食事を提供し、疾患のある方には、医師の指導によりその方に適した食事を提供するものとします。
（5）地域の特色を活かした食事の提供その他の食育を推進する取り組みを行うものとします。
2 食事の提供を希望されない場合、各食とも提供日の前日までに職員に申し出ると欠食扱いとします。(当日の申し出は喫食扱いです)
3 自炊を希望される場合は、食事は提供致しません。但し、居室内の決められた設備を使用しての調理でお願いします。高齢者の集合住宅であることから、施設が自炊が危険と判断する場合は、自炊を中止していただくこともあります。

（アクティビティ）
第１２条　事業者は毎月1回アクティビティサービスとして行事を開催します。開催前に入居者に当月の行事の内容と参加希望の有無、参加料金の額を伝えます。参加料金は事前に徴収します。

（代行及び受診・入院の付き添い）
第１３条　代行として個別の依頼を受けた場合は、1回500円を翌月の利用料金請求書に合算し請求します。
2　病院受診・入退院時の付き添い依頼を受けた場合は、１回 1,500 円を翌月の利用料金請求書に合算し請求します。

（相談及び援助）
第１４条　事業者は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

（健康管理）
第１５条　事業者は、常に入居者及び職員の心身の健康に留意し、疾病の早期発見及び健康状態の把握に努めるとともに定期的に健康診断を実施するものとします。

（高齢者虐待の防止）
第１６条　入居者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な指針を設け整備を行うとともに、職員に対し計画的かつ定期的な研修（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする）を実施するものとします。
2　当該事業所職員又は擁護者等による虐待が疑われる事案が生じた場合には、速やかに市町村へ通報するものとします。
3　虐待の防止又はその再発を予防するために委員会の担当者を設置し、検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に徹底し、虐待が疑われる事案が生じた場合の対応方法等を示したマニュアルを策定します。

（身体拘束等の禁止）
第１７条　当該入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わないものとし、指針の整備その他必要措置を講じるものとします。
2　前項の身体拘束を行う場合には、その状態及び時間その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、家族等の同意を取るものとします。

（職場におけるハラスメント防止）
第１８条　事業所は、適切な有料老人ホームの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに相談窓口を設置し、相談に対応する担当者をあらかじめ定める等の必要な措置を講じるものとします。

２　職員より入居者やその家族等から著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の相談があった際適切に対応するための体制を整備し必要な対策を講じるものとします。

（緊急時における対応）

第１９条　利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行います。

（非常災害対策等）

第２０条　非常災害が発生した場合、施設は「防災計画」に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。

２　事業所は、業務継続計画を策定し平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携、関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに避難、救出その他必要な訓練を年２回以上実施します。また、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

３　スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導灯などは法令に準拠しています。

緊急通報装置等 緊急連絡・安否確認	居室のベッドサイド及びトイレ、共用部分（浴室・脱衣室・トイレ）にもナースコール設置、スタッフルーム及び1階事務室にて集中管理。介護スタッフのPHSと連動 、夜間緊急時は宿直者が連絡。緊急通報装置より管理者へ自動連絡。また、緊急災害時は日中・夜間を通して施設全体で対応
協力医療機関及び診療科目	坂梨ハートクリニック　（診療科目）循環器内科・内科 リハビリテーション科 産山村診療所　（診療科目）　内科・外科 阿蘇医療センター　（診療科目）内科・循環器内科・外科 脳神経外科・神経内科・整形外科 リハビリ科・消化器外科 阿蘇やまなみ病院　（診療科目）精神科・神経科 きずな歯科　（診療科目）一般歯科・口腔ケア科
災害等緊急事故時に入居者が医療を要する場合の対応	協力医療機関・周辺医療機関又は入居者が選択する医療機関に搬送、治療を受けます。費用については、医療保険制度で支給される以外の費用は入居者負担。入退院の手続は無料。

（衛生管理等）

第２１条　事業所は、感染症発生に関する業務継続計画を策定し平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立を定めて継続的なサービスの提供を行うよう努めます。

２　事業者は、利用者の使用する施設、食器の他の設備又は飲用に供する水、及び調理や配膳について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

３　感染症及び食中毒が発生し又はまん延しないための指針を整備し、感染防止として職員に対し周知を図り研修（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする）・訓練（シュミレーション等）を定期的に実施するものとします。

（秘密保持等）

第２２条　事業所の職員は正当な理由なく、その業務上知りえた入居者またその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。

２　事業者は、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においても、これら秘密を保持する旨を、職員との雇用契約な内容とします。

３　事業者は、入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ておくものとします。

４　事業者は個人情報保護法第57条の規定により、契約者及びその家族の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護法の下、利用目的を別途定める規定により特定し、個人情報の適切な管理・利用を図るものとします。

（苦情解決）

第２３条　事業者は、入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとします。

２　事業者は、市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め、または質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

３　事業所は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告するものとします。

（事故防止及び発生時の対応）

第２４条　入居者において事故防止に努め、万が一事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

２　事故発生の防止のための委員会の担当者を設置し、職員に対する研修（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする）を定期的に行い、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止に努めるとともに当該事実を記録し報告します。

３　入居者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し損害賠償を行うものとします。ただし、本施設の責に帰すべからず事由による場合はその限りではありません。

（事業継続計画）

第２５条　感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための及び非常災害の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該業務計画書に従い必要な措置を講じることとします。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする）及び訓練を定期的に実施し、定期的に業務事業計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（職員の研修）

第２６条　職員（特に生活相談員及び介護に直接かかわる介護職員）に対しては、適切な介護を提供する観点から、採用時及び採用後において高齢者の心身の特性や介護に関する知識及び技術等について定期的な研修（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする）を実施します。

２　介護に直接かかわる介護職員において医療・福祉関係の資格を有さない職員には、認知症介護基礎研修を受講させ認知症対応力を向上させるよう努めるものとします。

附則

この規程は、平成２０年１０月　１日から施行する
平成２５年　９月　１日　　一部改正
平成２７年　４月　１日　　一部改正
平成３０年１２月　１日　　一部改正
令和　元年１０月　１日　　一部改正
令和　２年　４月　１日　　一部改正
令和　４年　４月　１日　　一部改正
令和　７年　５月　１日　　一部改正
令和　８年　８月　１日　　一部改正